

総合評価方式 落札者決定基準（複数落札）

本入札案件（総合評価方式）における落札者決定基準は次のとおりとする。

1 落札者の決定方法

- (1) 次の全ての要件を満たす者のうち、入札公告又は公表において示した評価方法によって得られた評価点が最も高い入札者から順次仕様書に定める派遣人数（以下、「派遣人数」という。）に達するまでの入札者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - イ 落札者が必ず満たさなければならない項目を設定した場合、その項目をすべて満たしていること。
- (2) 落札者となるべき同評価点の入札をした者が2者以上あるときは、入札数量の多い者を先順位の落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同評価点かつ同数量の入札をした者が2者以上あるときは、本入札事務に関係のない公社職員によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して派遣人数を超過するときは、最低入札数量の規定にかかわらず、超過分の数量については落札対象外とする。
- (5) 開札において、落札者の入札数量の合計が派遣人数に達しないときは、落札者以外の入札者による再入札を行う。再入札における落札者の決定方法は、前各号の規定によるものとする。

2 評価点の配分

評価点は300点を満点とし、技術点と価格点[※]で構成する。得点配分は、技術点を200点、価格点を100点とする。

※次の算定式により算出する。

$$\text{価格点} = \text{満点の価格点} - (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{満点の価格点}$$